

徳島県青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第四十九号

徳島県青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県青少年センターの設置及び管理に関する条例（昭和四十八年徳島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「あわせて」を「併せて」に、「徳島町城内」を「寺島本町西二丁目」に改める。

第三条第一号中「体育室」を「スポーツコート」に改め、同条中第七号を削り、第八号を第七号とする。

第五条第一号中「第八号」を「第七号」に改める。

第六条第一項第一号中「第二水曜日及び」を削る。

第七条第一項ただし書及び同項の表を削る。

別表その一中「体育室等」を「スポーツコート等」に改め、同その一の表の部分を次のように改める。

区 分	単 位	基 準	
		青 少 年	青 少 年 以 外 の 者
スポーツコート	午前	三、九二〇円	七、八五〇円
	午後	五、二三〇円	一〇、四七〇円
	夜間	四、七一〇円	九、四二〇円
	午前	三、六〇〇円	七、二〇〇円
	午後	四、八〇〇円	九、六〇〇円
	夜間	四、三二〇円	八、六四〇円
大会議室	午前	三、六〇〇円	七、二〇〇円
	午後	四、八〇〇円	九、六〇〇円
	夜間	四、三二〇円	八、六四〇円

小会議室	午前	一、二〇〇円	規則で定める額
	午後	一、六〇〇円	
	夜間	一、四四〇円	
講師控室	午前	四七〇円	規則で定める額
	午後	六二〇円	
	夜間	五六〇円	
音楽室・ダンススタジオ	午前	二、一四〇円	規則で定める額
	午後	二、八六〇円	
	夜間	二、五七〇円	
	午前	一、七八〇円	
	午後	二、三五〇円	
	夜間	二、〇九〇円	
和室	午前	一、七八〇円	規則で定める額
	午後	二、三五〇円	
	夜間	二、〇九〇円	
デジタルスタジオ		五五〇円	一、一〇〇円
調理台その他規則で定める設備及び用具			

別表その一の表の備考第一項中「第三項及び第四項」を「及び次項」に改め、同備考中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を削り、同備考第五項中「及び前三項」を「及び前項」に、「又は前三項」を「又は同項」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

- 一 大会議室の床面積の三分の一を利用する場合 三分の一
- 二 大会議室の床面積の三分の二を利用する場合 三分の二

別表その一の表の備考中第五項を第三項とし、同備考第六項中「午前九時から午後九時までの間において、」を削り、同項を同備考第四項とし、同備考第七項を削り、同備考第八項中「(インドア運動場にあつては、午後十一時)」を削り、同項を同備考第五項とし、同表その二中「につき三百十円」を「(一時間未満の端数は、一時間として計算する。以下同じ。）」につき三百十円」に改め、同表その三中「健康トレーニング室」を「フィットネスジム」に改め、同表その四を削る。

附則

この条例は、令和四年一月一日から施行する。